

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【公開番号】特開2014-81618(P2014-81618A)

【公開日】平成26年5月8日(2014.5.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-023

【出願番号】特願2013-165121(P2013-165121)

【国際特許分類】

G 0 3 G 5/05 (2006.01)

G 0 3 G 5/147 (2006.01)

G 0 3 G 5/06 (2006.01)

【 F I 】

G 0 3 G 5/05 1 0 1

G 0 3 G 5/147 5 0 2

G 0 3 G 5/147 5 0 4

G 0 3 G 5/06 3 1 2

G 0 3 G 5/06 3 1 3

G 0 3 G 5/06 3 1 4 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月25日(2016.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

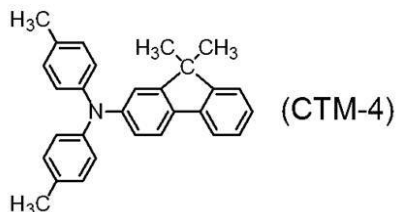
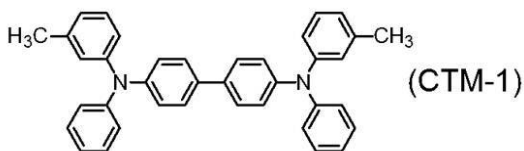
【請求項1】

支持体、該支持体上に設けられた電荷発生層および該電荷発生層上に設けられた電荷輸送層を有する電子写真感光体において、

該電子写真感光体の表面層が、

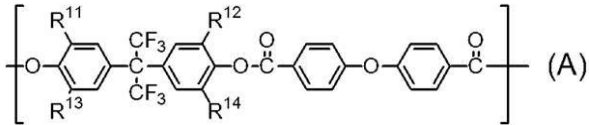
式(CTM-1)で示される化合物、式(CTM-4)で示される化合物、およびエナミン化合物からなる群より選択される少なくとも1種である電荷輸送物質と、

【化1】



式(A)で示される繰り返し構造単位を有するポリエステル樹脂と

## 【化2】



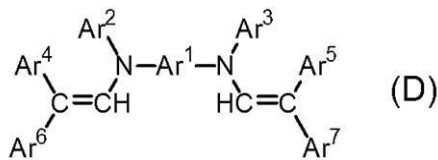
(式(A)中、 $\text{R}^{11} \sim \text{R}^{14}$ は、それぞれ独立に水素原子、またはメチル基を示す。) を含有し、

該表面層中の、該ポリエステル樹脂の全質量に占める、該式(A)で示される繰り返し構造単位の割合が、質量比率で30質量%以上であることを特徴とする電子写真感光体。

## 【請求項2】

前記エナミン化合物が、式(D)で示される化合物である請求項1に記載の電子写真感光体。

## 【化3】

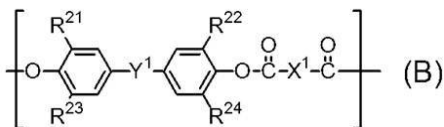


(式(D)中、 $\text{Ar}^1$ は、フェニレン基、またはビフェニリレン基を示す。 $\text{Ar}^2 \sim \text{Ar}^7$ は、それぞれ独立に、置換もしくは無置換のフェニル基を示す。)

## 【請求項3】

前記ポリエステル樹脂が、さらに式(B)で示される繰り返し構造単位を有する請求項1または2に記載の電子写真感光体。

## 【化4】

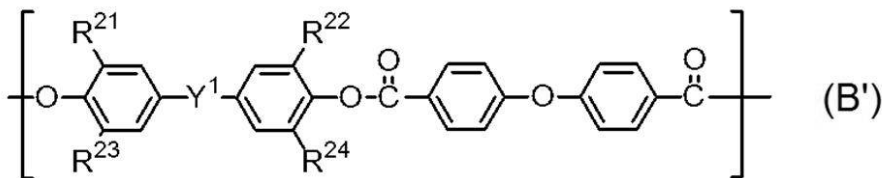


(式(B)中、 $\text{R}^{21} \sim \text{R}^{24}$ は、それぞれ独立に水素原子、またはメチル基を示す。 $\text{X}^1$ は、*m*-フェニレン基、*p*-フェニレン基、または2つの*p*-フェニレン基が酸素原子を介して結合した2価の基を示す。 $\text{Y}^1$ は、単結合、メチレン基、エチリデン基、プロピリデン基、フェニルエチリデン基、シクロヘキシリデン基、または酸素原子を示す。)

## 【請求項4】

前記式(B)で示される繰り返し構造単位が、式(B')で示される請求項3に記載の電子写真感光体。

## 【化5】



(式(B')中、 $\text{R}^{21} \sim \text{R}^{24}$ は、それぞれ独立に水素原子、またはメチル基を示す。 $\text{Y}^1$ は、単結合、メチレン基、エチリデン基、プロピリデン基、フェニルエチリデン基、シクロヘキシリデン基、または酸素原子を示す。)

## 【請求項5】

前記表面層中の全樹脂の全質量に対する式(A)で示される繰り返し構造単位の含有量が、30質量%以上である請求項1から3のいずれか1項に記載の電子写真感光体。

【請求項6】

前記表面層が前記電荷輸送層である請求項1から4のいずれか1項に記載の電子写真感光体。

【請求項7】

請求項1から6のいずれか1項に記載の電子写真感光体と、帯電手段、現像手段、転写手段およびクリーニング手段からなる群より選択される少なくとも1つの手段とを一体に支持し、電子写真装置本体に着脱自在であることを特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項8】

請求項1から6のいずれか1項に記載の電子写真感光体、帯電手段、露光手段、現像手段および転写手段を有することを特徴とする電子写真装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、支持体、該支持体上に設けられた電荷発生層および該電荷発生層上に設けられた電荷輸送層を有する電子写真感光体において、該電子写真感光体の表面層が、下記式(C T M - 1)で示される化合物、下記式(C T M - 4)で示される化合物、およびエナミン化合物からなる群より選択される少なくとも1種である電荷輸送物質と、下記式(A)で示される繰り返し構造単位を有するポリエステル樹脂とを含有し、該表面層中の、該ポリエステル樹脂の全質量に占める、該式(A)で示される繰り返し構造単位の割合が、質量比率で30質量%以上であることを特徴とする電子写真感光体に関する。